

多様な教育課題に対する体制づくり  
～ 一人一人のニーズに応じた支援に向けて ～  
プロジェクトチーム 検討結果報告書

## 1 議題の構造等

### (1) 平成 29 年度総合教育会議で示された課題とその解決策

本プロジェクトチームが検討をしている議題「多様な教育課題に対する体制づくり～一人一人のニーズに応じた支援に向けて～」は、教育分野における複合的な課題の解決を図り、あきる野市教育基本計画（第 2 次計画）の 3 つの重点施策（いじめ・不登校 0（ゼロ）への挑戦、学力向上対策の強化、特別支援教育の推進）を推進するものとされている。

教育委員会から提案のあった具体的な対策の概要としては、現行の体制を次のように改め、総合的な解決を図るといったものであった。（変更箇所を下線にて表示）

#### <現行>

本庁舎（別館）	五日市出張所	あきる野ルピア
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適応指導教室（せせらぎ教室）</li> <li>・ 教育相談所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>教職員研修センター</u></li> <li>・ 教育相談所</li> </ul>	

#### <改正案 1 >

本庁舎（別館）	五日市出張所	あきる野ルピア
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適応指導教室（せせらぎ教室）</li> <li>・ 教育相談所</li> <li>・ <u>教職員研修センター</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育相談所</li> <li>・ <u>適応指導教室（五日市分室）</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>教育相談所</u></li> </ul>

#### <改正案 2 >

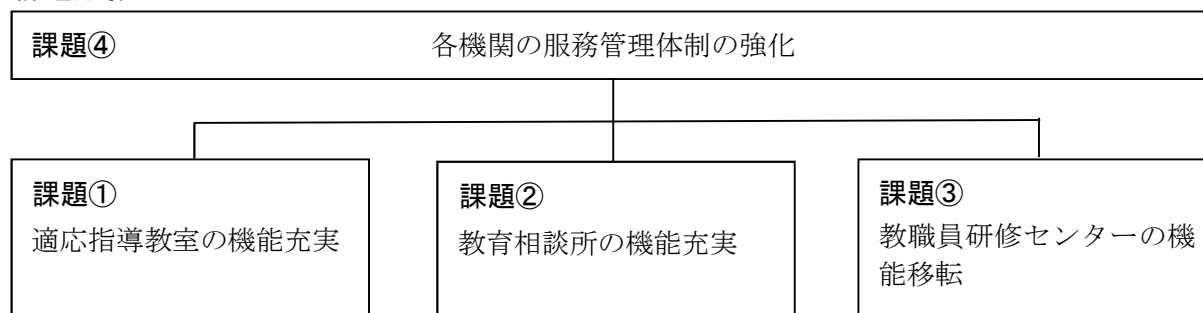
本庁舎（別館）	五日市出張所	あきる野ルピア
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 適応指導教室（せせらぎ教室）</li> <li>・ 教育相談所</li> <li>・ <u>教職員研修センター</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育相談所</li> <li>・ <u>適応指導教室（五日市分室）</u></li> </ul>	

### (2) 課題の分解等

本プロジェクトチームでは、(1) に示された課題の総合的な解決を図るに当たり、まずは個別の課題を整理する必要があるとのことから、次のように課題を 4 つに分解し、検討を行うこととした。また、各課題の検討に当たっては、適応指導教室、教育相談所、教職員研修センターそれぞれの概要を把握するとともに、必要に応じて現地視察を行った。

さらに、課題④については、課題①～課題③の検討結果によるものとして扱うこととし、単独での検討は行わないこととした。

#### <課題分解のイメージ>



## 2 課題①「適応指導教室の機能充実」について

### (1) 施設の概要等

適応指導教室とは、様々な理由で学校生活に不安を感じ、登校することができない状態の児童・生徒に対して、学習指導などを行いながら、学校に戻るための手助けをするために設置された機関のことであり、本市では、「せせらぎ教室」と称している。

適応指導教室は、平成 29 年 2 月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）を設置根拠としており、同法の施行に伴い、現在は教育支援センターに名称が改められている。

本市のせせらぎ教室は、平成 8 年 10 月 15 日に開設しているが、特に設置条例等は制定していない。

#### <参考>教育機会確保法

(学習支援を行う教育施設の整備等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### (2) 不登校児童・生徒数、在室児童・生徒数の推移等

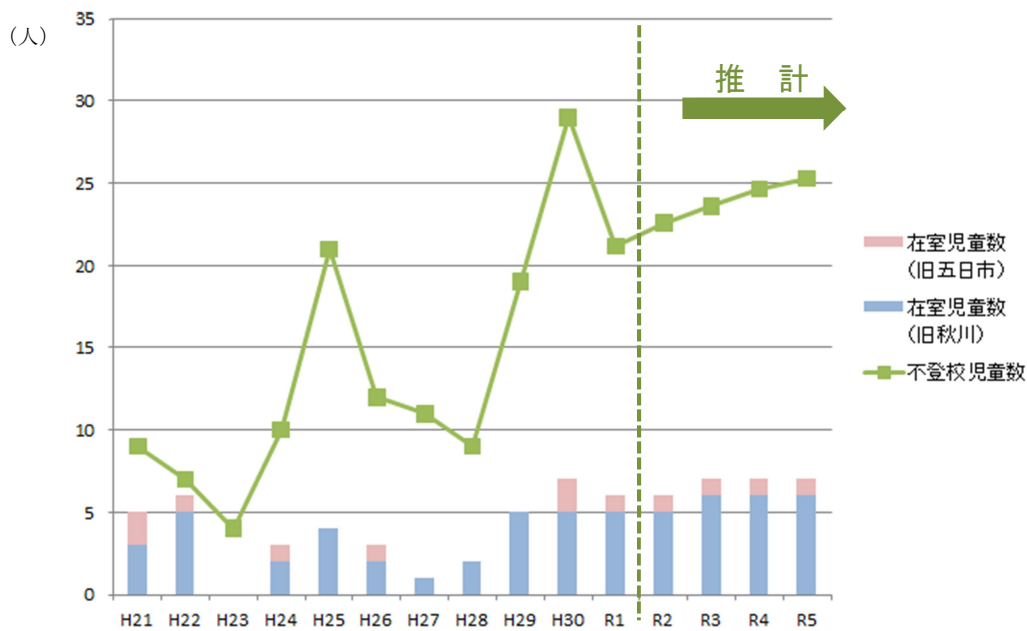
不登校児童・生徒数、適応指導教室在室児童・生徒数の推移は、次のとおりである。なお、令和元年度の値は 6 月 1 日現在のもの、令和 2 年度以降の値は、平成 21 年度から平成 30 年度までの不登校児童・生徒数や適応指導教室の在室児童・生徒数から推計を行ったものである。ただし、推計に当たり、平成 28 年度から平成 30 年度にかけての不登校児童・生徒数における急激な増加傾向については、直接反映していない。

#### ① 小学校における適応指導教室在室児童数・不登校児童数

年度	在室児童数 (旧秋川)	在室児童数 (旧五日市)	合計	不登校児童数
H21	3	2	5	9
H22	5	1	6	7
H23	0	0	0	4
H24	2	1	3	10
H25	4	0	4	21
H26	2	1	3	12
H27	1	0	1	11
H28	2	0	2	9
H29	5	0	5	19
H30	5	2	7	29
R1	5	1	6	21
R2	5	1	6	23
R3	6	1	7	24
R4	6	1	7	25
R5	6	1	7	25

(人)

推計 ↓



平成 28 年度から平成 30 年度にかけての急激な不登校児童数の増加を反映しなくとも、不登校の児童数及び適応指導教室の在室児童数は、増加傾向である。また、不登校の児童数と適応指導教室の在室児童数の差は広がっていると思われる。

児童の心理的な状況等やフリースクールなどの他の学習の場があることから、不登校である児童の全てが適応指導教室に通うことになるかどうかは不明であるものの、現在の適応指導教室の在室状況から、今後、不登校児童数が増えた場合には、適応指導教室のキャパシティが不足する可能性がある。

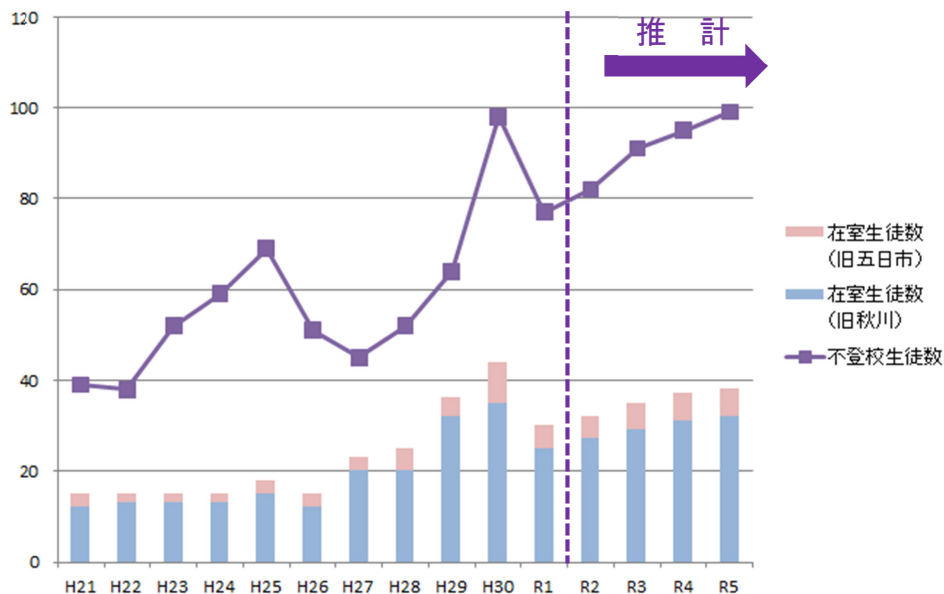
② 中学校における適応指導教室在室生徒数・不登校生徒数

(人)

年度	在室生徒数 (旧秋川)	在室生徒数 (旧五日市)	合計	不登校生徒数
H21	12	3	15	39
H22	13	2	15	38
H23	13	2	15	52
H24	13	2	15	59
H25	15	3	18	69
H26	12	3	15	51
H27	20	3	23	45
H28	20	5	25	52
H29	32	4	36	64
H30	35	9	44	98
R1	25	5	30	77
R2	27	5	32	82
R3	29	6	35	91
R4	31	6	37	95
R5	32	6	38	99

推計  
↓

(人)



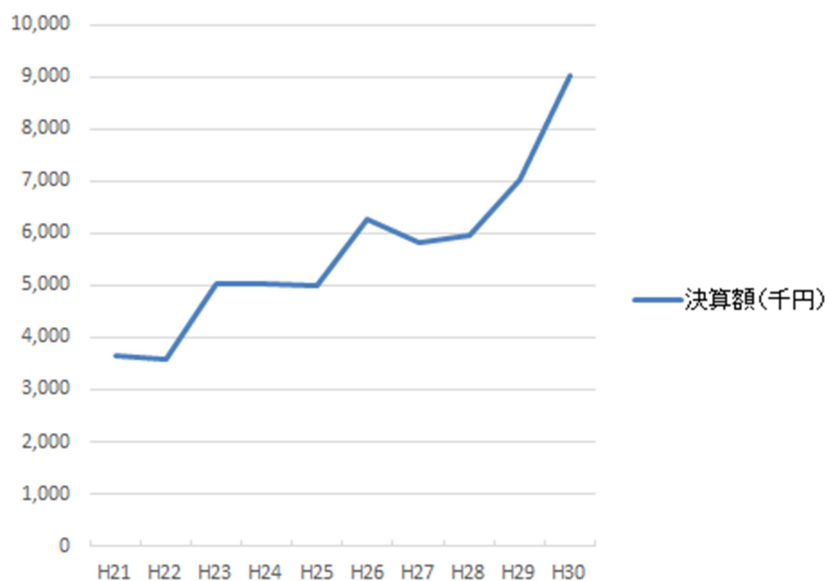
平成 28 年度から平成 30 年度にかけての急激な不登校生徒数の増加を反映しなくとも、不登校の生徒数及び適応指導教室の在室生徒数は、増加傾向である。また、不登校の生徒数と適応指導教室の在室生徒数の差は、児童以上に広がっていると思われる。

生徒の心理的な状況等やフリースクールなどの他の学習の場があることから、不登校である生徒の全てが適応指導教室に通うことになるかどうかは不明であるものの、現在の適応指導教室の在室状況から、今後、不登校生徒数が増えた場合には、適応指導教室のキャパシティが不足する可能性がある。

### (3) 適応指導教室に要する経費（平成 30 年度第 3 回 PT 会議資料から抜粋）

適応指導教室の運営に要する経費は次のとおりである。適応指導教室には、都の非常勤教職員を配置できるものの、決算額は増加傾向である。

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
決算額(千円)	3,651	3,587	5,012	5,034	5,002	6,268	5,822	5,947	7,020	9,021



#### (4) 旧五日市地区への適応指導教室の設置に係る市民の声等

現在のところ、旧五日市地区に適応指導教室がないことについて、保護者等から直接的な要望等が寄せられたことはない。ただし、保護者との会話等を通じて、次のような考え方が伺える。

- ・五日市地区の児童・生徒が適応指導教室へ来る際は、電車等交通機関を使うことが多く、遠距離の通室は、児童・生徒の負担になる。五日市地区に適応指導教室があれば、児童・生徒が通室しやすく、また、適応指導教室を必要としている児童・生徒にとっては、どこの適応指導教室に通うかという選択肢が増える。

#### (5) スペースの確保

適応指導教室の拡充に当たっては、新たに部屋等を確保する必要があるが、これまでのプロジェクトチーム会議の中で、本庁舎別館に関しては、会議室等の不足が全庁的な課題となっている現状において、新たな部屋等の確保は困難であるとの結論に至っている。

なお、五日市出張所において、新たな部屋等の確保の可否は未調整である。

#### (6) 近隣市の状況等

近隣市における適応指導教室の設置状況は次のとおりである。

市名	名称	在室児童・生徒数 (H30)	設置条例
羽村市	羽村市学校適応指導教室 ハーモニースクール・はむら	児童 9人 生徒 21人	なし
福生市	学校適応支援室 そよかぜ教室	児童 0人 生徒 12人	福生市教育センター条例 福生市教育センター条例 施行規則
青梅市	適応指導教室 ふれあい学級	児童 2人 生徒 34人	適応指導教室(ふれあい学級) 運営規則
あきる野市	せせらぎ教室	児童 2人 生徒 34人	なし (内部規定あり)

#### (7) あきる野市における不登校児童・生徒数の状況

##### ① 小学校における不登校児童の出現率

不登校児童数:人【復帰率:%】  
(出現率:%)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
東京都の小学校	2,366人【32.7%】 (0.43%)	2,565人【33.3%】 (0.46%)	2,731人【32.0%】 (0.49%)	2,944人【29.3%】 (0.52%)	3,226人【25.6%】 (0.56%)
あきる野市立小学校	21人【19.0%】 (0.46%)	12人【50.0%】 (0.26%)	11人【64.0%】 (0.24%)	9人【0.0%】 (0.20%)	19人【42.0%】 (0.43%)

平成25年度から平成29年度までの東京都と本市における不登校児童の出現率は上の表のとおりである。

平成25年度及び平成29年度においては、本市における不登校児童数の増加に伴い、出現率も上昇し、東京都の値を上回る又は東京都の値に近づいている。一方、平成26年度から平成28年度までは、東京都における不登校児童の出現率を大きく下回っている。

このことから、本市における不登校児童の出現率は、東京都よりも低い傾向であると考えられる。

##### ② 中学校における不登校生徒の出現率

不登校生徒数:人【復帰率:%】  
(出現率:%)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
東京都の中学校	7,164人【25.3%】 (3.03%)	7,514人【25.1%】 (3.17%)	7,887人【23.2%】 (3.33%)	8,450人【23.0%】 (3.60%)	8,762人【20.1%】 (3.78%)
あきる野市立中学校	69人【24.6%】 (3.02%)	51人【25.4%】 (2.25%)	45人【22.0%】 (2.00%)	52人【1.9%】 (2.36%)	64人【14.0%】 (2.94%)

平成25年度から平成29年度までの東京都とあきる野市における不登校児童の出現率は上の表のとおりである。

平成25年度においては、本市における不登校生徒の出現率は東京都の値とほぼ同じとなっているが、平成26年度以降は、いずれの年度も東京都の値を下回っている。

このことから、本市における不登校生徒の出現率は、東京都よりも低い傾向であると考えられる。ただし、本市では、平成30年度に不登校生徒数が大きく増加していることから、当該年度においては、東京都の不登校生徒の出現率を上回っている可能性がある。

### (8) プロジェクトチームの考え方

本市において不登校児童・生徒数が増加傾向であること、教育機会確保法の趣旨などから、今後、適応指導教室の必要性は更に増す可能性が高いと推察される。また、現在の適応指導教室については、在室児童・生徒数の増加から、指導に必要な広さを十分に確保できなくなりつつある印象もある。

一方、旧五日市地区への適応指導教室の設置については、近隣市における適応指導教室の設置数が1か所であること、市民からの要望の状況、本市の不登校児童・生徒の出現率が東京都の出現率を下回っていること等から、現段階においては、根拠が乏しいと言わざるを得ない。

このため、本プロジェクトチームにおいては、不登校に関し、更に詳細な状況確認を行い、適応指導教室に通いたくとも通えない児童・生徒が多数発生する場合には、旧五日市地区への適応指導教室の設置を含め、別に措置を講じる必要があるとの結論に達した。

以上のことから、現段階においては、適応指導教室の体制は、現状のままとし、教育委員会において、今後も不登校児童・生徒数の推移等をモニタリングし、状況如何によっては必要な措置を講じるとともに、改めて検討を行うことが妥当であるとする。

## 3 課題②「教育相談所の機能充実」について

### (1) 施設の概要等

教育相談所とは、専任の指導員や臨床心理士等の心理の専門家が、子どもの発達や成長、集団不適応、学習の遅れ等の悩み事の解消に向けて相談に応じる機関のことであり、本市においては、市役所別館（秋川教育相談所）と五日市出張所（五日市教育相談所）の2か所である。

また、本市の秋川教育相談所は、幼稚園や保育所、学校の要請に基づいて幼稚園や保育所、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童・生徒を対象に、行動観察や校内委員会での指導・助言等を行っている。

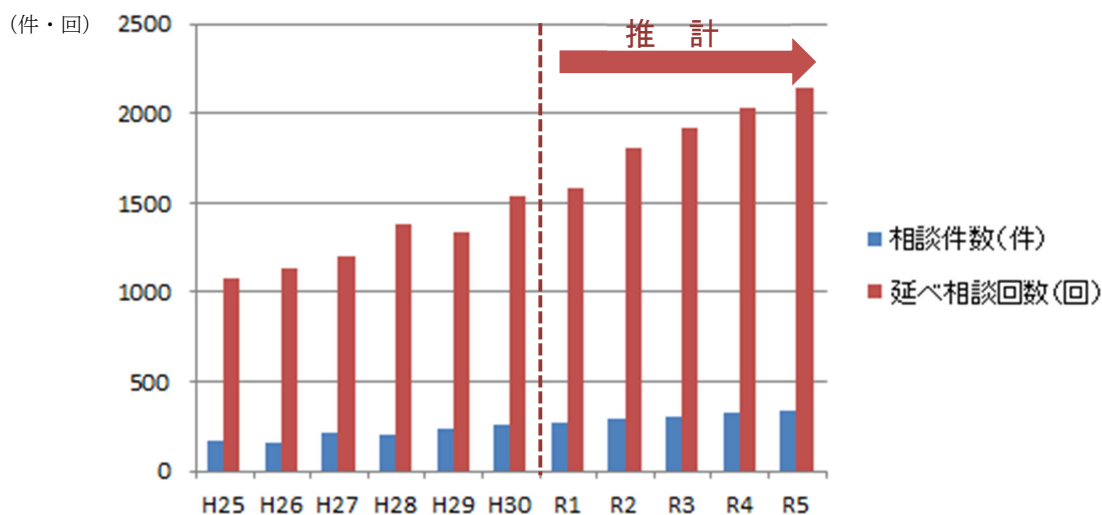
文部科学省において、様々な場面で教育相談所についての言及はあるが、法的な設置根拠はなく、各地方公共団体による条例、規則等に基づき設置されている。なお、本市では、「あきる野市教育相談所設置規則」を定めている。

### (2) 教育相談所ごとの相談件数等

各教育相談所における相談件数、相談回数の推移は、次のとおりである。なお、令和元年度以降の値は、平成25年度から平成30年度までの相談件数、相談回数の推移から推計を行ったものである。

① 秋川教育相談所

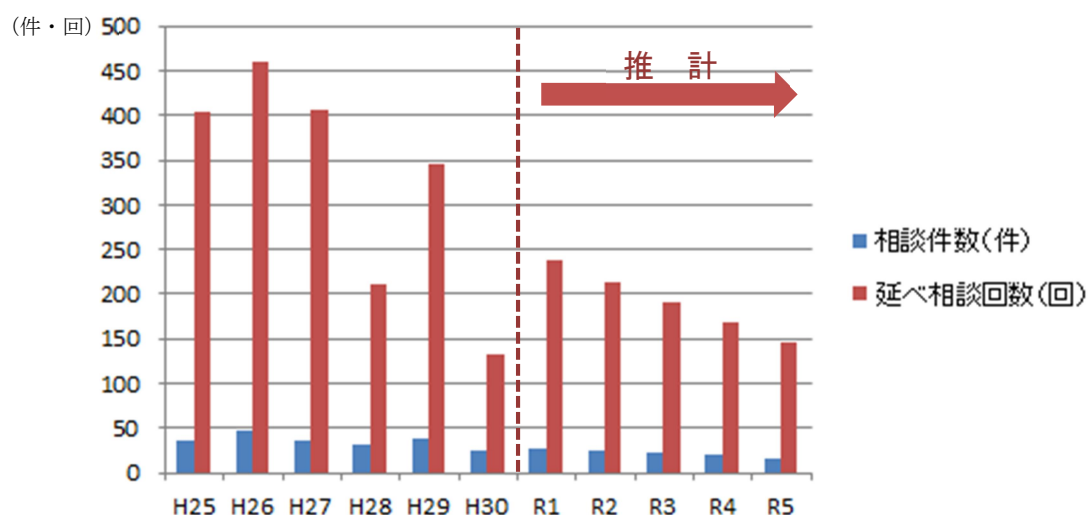
年度	相談件数(件)	延べ相談回数(回)
H25	168	1069
H26	157	1126
H27	203	1191
H28	196	1372
H29	228	1335
H30	252	1533
R1	263	1580
R2	281	1797
R3	299	1911
R4	317	2025
R5	335	2139



秋川教育相談所においては、相談件数、相談回数ともに増加傾向である。なお、単純計算すると、1件の相談に対し、平均して6回ほどの相談回数である。

② 五日市教育相談所

年度	相談件数(件)	延べ相談回数(回)
H25	34	403
H26	47	460
H27	34	405
H28	30	209
H29	36	345
H30	24	131
R1	25	236
R2	23	213
R3	20	190
R4	18	167
R5	16	144



五日市教育相談所における1件当たりの相談回数は、単純計算で9回程度となっている。また、年度により差はあるものの、過去6年間の実績値を参考とした場合、令和元年度以降も減少傾向が続くと推測される。

五日市教育相談所の相談件数等が少ないことについては、五日市教育相談所において、臨床心理士の勤務日が週1日であるなどの要因も考えられる。一方、秋川教育相談所においては、臨床心理士が常駐している状況である。

### (3) 巡回相談の回数と延べ対象者

年度	保・幼		小学校		中学校	
	巡回数(回)	延べ対象人数(人)	巡回数(回)	延べ対象人数(人)	巡回数(回)	延べ対象人数(人)
H25	99	399	92	770	19	122
H26	111	458	96	472	19	61
H27	105	446	84	412	19	62
H28	93	404	74	492	19	67
H29	88	446	60	372	23	64
H30	93	345	27	202	20	40

平成30年度は、本市にある幼稚園・保育所等29園のうち24園について、計93回の巡回相談を行った。また、希望のあった園には、3回以上の巡回相談を行っている。

また、小学校においては、平成29年度から全ての小学校で特別支援教室を開設したことから、東京都が派遣する臨床心理士が、月1回の頻度で全校を巡回するようになった。これに伴い、平成30年度から、市の臨床心理士の巡回回数を学期に1回としたことから、回数及び延べ対象人数が減少している。

中学校においても、令和元年度から全校で特別支援教室を開設することから、東京都が派遣する臨床心理士が、小学校と同様に月1回の頻度で全校を巡回する見込みである。



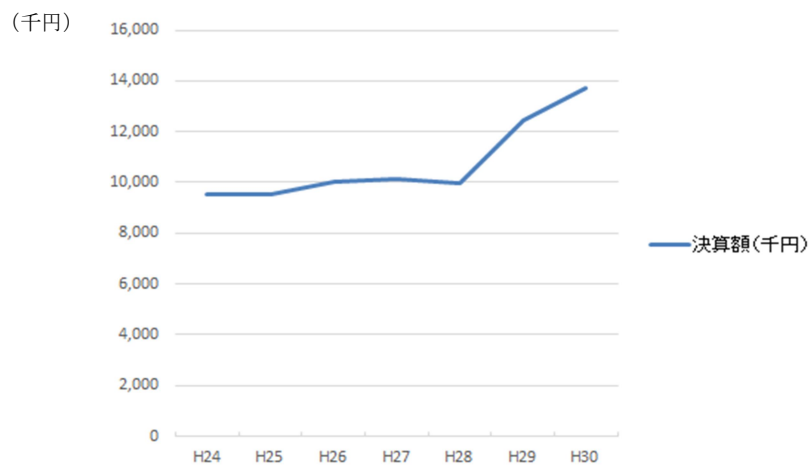
**(4) 教育相談所に係る市民の声等**

これまで、保護者等から教育相談所に関する直接的な要望等が寄せられたことはないが、平成 30 年度に五日市教育相談所で現状のヒアリングを行った際に、臨床心理士の勤務日が少なく、相談の申込みを受けられない場合があるとの状況を確認している。このことから、五日市地区において教育相談をしたい保護者に若干の制約が加わっている可能性がある。

**(5) 教育相談所に要する経費（平成 30 年度第 3 回 PT 会議資料から抜粋）**

教育相談所の運営に要する経費は次のとおりであり、増加傾向となっている。なお、教育相談所の運営に当たり、国や都の補助は存在していない。

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
決算額(千円)	9,507	9,506	9,997	10,139	9,976	12,441	13,707



**(6) スペースの確保**

あきる野ルピアに教育相談所を新設する場合、巡回を主とするにしても、新たに事務室を確保する必要がある。また、あきる野ルピアにて教育相談を受け付ける場合には、事務室に加え、面談のための個室を準備する必要もある。現在のあきる野ルピアの会議室等の利用状況から、これまでのプロジェクトチーム会議の中で、あきる野ルピア（子ども家庭支援センター事務室等）に新たに教育相談所を設置することは困難であるとの結論に至っている。もし、あきる野ルピアに教育相談所を設置する場合には、既存の会議室等の用途転換が必要となる。

**(7) 近隣市の状況等**

近隣市における教育相談所（室）の設置状況は次のとおりである。

市名	名称	設置条例等
羽村市	羽村市教育相談室	羽村市教育相談室条例 羽村市教育相談室条例施行規則 羽村市教育相談室処務規則
福生市	教育相談室	福生市教育センター条例 福生市教育センター条例施行規則
青梅市	教育相談所	青梅市教育相談所設置規則
あきる野市	秋川教育相談所 五日市教育相談所	あきる野市教育相談所設置規則

## (8) プロジェクトチームの考え方

秋川教育相談所においては相談件数が増えていること、五日市教育相談所においては相談件数が減少しているが、臨床心理士の在籍状況の影響を受けている可能性があることなどから、本市における教育相談の件数は、今後、更に増加し、教育相談所の必要性が増すと予測される。しかし、近隣市における教育相談所（室）の設置数が1か所であることやスペース上の問題から、教育相談所について、現段階においては、現在の体制を維持しつつ、教育委員会において、旧五日市地区における教育相談件数の状況等を精査し、必要な措置の実施に向けて検討することが妥当であると考えられる。

## 4 課題③「教職員研修センターの機能移転」について

### (1) 施設の概要等

長期的な人材育成の視点に立って教員を養成するための機関であり、その指導員は、小学校1年生が円滑に学校に適應できるようにするための小学校1年生に関わる教員への指導のほか、若手教員育成研修を実施している。

本市の教員約400人のうち、約4分の1が新任であり、教職員研修センターでは、1年目から4年目までの教職員を対象とし、1学期に1回ずつ学校を訪ね、対象者の授業を参観の上、必要な指導等を行うとともに、個別の事案に対する指導等を行っている。

市町村における法的設置義務はないが、国においては、独立行政法人教職員支援機構法に基づき、独立行政法人教職員支援機構を設置し、国公立学校の教職員に対する研修を実施している。また、東京都においても、東京都教職員研修センター設置条例の下、東京都教職員研修センターを設置し、公立学校の教職員の研修等を実施している。

### (2) 研修対象者数及び指導員の推移等

研修対象者数及び指導員の推移は、次のとおりである。なお、令和元年度以降の値は、教育委員会による今後の見通しを示したものである。

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
対象者数(人)	99	103	90	88	81	73	68	67	73	75	80	81	87	91	80
指導員数(人)	3	3	4	5	3	4	4	4	4	4	3	4	4	4	4

推計 →

研修の対象者数は、平成22年度の103人をピークに減少傾向であったが、令和元年度から再び増加傾向に転じる見込みである。

あきる野市教職員研修センターの指導員は、平成30年度までは、東京都の非常勤教員の配置が認められていたが、令和元年度からは市非常勤職員のみでの配置となった。都非常勤教員と市非常勤職員とでは勤務時間も違い、令和元年度は、平成21年度や平成22年度、平成25年度と比較して、非常勤職員の総勤務時間は短くなっている。

### (3) 教職員研修所が旧五日市地区に設置された経過等

教職員研修センターが現在の五日市出張所内の地域交流センターに配置されたことは、当時の教育長による「教育の拠点を五日市地区に置く」という強い意志があったことによるものであり、平成18年度に教育委員会事務局内に設置した「あきる野市教職員研修センター設立プロジェクト」の報告に基づき、平成20年4月に設置に至っている。

#### (4) 教職員研修センターが五日市出張所地域交流センターにあることのメリット・デメリット

##### ○メリット

- ・落ち着いた静かな環境にあり、室内空間の広さや書物等の保管等が大変充実している。
- ・地域交流センター内に多くの教員を収容できる部屋（会議室等）があるため、研修会や個別グループ活動を行うときに適している。

##### ○デメリット

- ・指導室と教職員研修センターは距離が離れており、指導室が計画する研修や講義等の趣旨について、連携や調整が困難であるとともに、サービス管理がしにくい。
- ・現在、若手教員育成研修の授業観察を行っているが、その他の業務の取組について相互連携が図りにくい。
- ・学校訪問に使用する庁用車が確保できない。

#### (5) 教職員研修センターに係る教職員の声等

平成30年度の「事業評価アンケート」において、管理職の意見の中に、引き続き教職員研修センターの指導員に若手教員への指導を願う要望や産休代替教諭等の指導の充実の要望があった。

#### (6) スペースの確保

教育委員会からの提案は、本庁舎別館に教職員研修センターを移転するというものであったが、これまでのプロジェクトチーム会議の中で、本庁舎別館に関しては、会議室等の不足が全庁的な課題となっている現状において、教職員研修センターとなる部屋等の確保は困難であるとの結論に至っている。

代替案として、旧五日市地区に適応指導教室を新設し、旧秋川地区の適応指導教室の規模を縮小することで、本庁舎別館に教職員研修センターの設置スペースを確保するというアイデアも提案されたが、2(8)に示すとおり、本プロジェクトチームにおいては、現段階において、五日市出張所に適応指導教室を設置する必要はないとの考え方であることから、この案の実現も困難であると考えられる。

#### (7) 近隣市の状況等

近隣市における教職員研修所の設置状況は次のとおりである。

市名	名称	設置条例等
羽村市	教職員研修センター	羽村市教職員研修センターの運営に関する要綱
福生市	教員研究研修所	福生市教育センター条例 福生市教育センター条例施行規則
青梅市	なし	-
あきる野市	教職員研修センター	なし

#### (8) プロジェクトチームの考え方

教職員研修センターの設置経緯や教育レベルの向上に向けた教職員の質の向上の重要性といった観点から、本プロジェクトチームにおいても、本市の教職員研修センターの果たす役割は大きいと考える。一方、教職員研修センターを旧秋川地区に移転することについては、先に述べた設置の経緯から様々な意見が出ると思われ、現段階において、教職員研修センターの移転を速やかに進めることは不安が大きいと言わざるを得ない。

しかしながら、現在の教育委員会の指導室の事務室内に教職員研修センターの指導員が事務を執るスペースを設けるなど、弾力的な運用を図り、指導室との連携を強化することで現在の諸課題を解決することは、問題ないと思われることから、運用方法等を教育委員会で検討し、実施することが妥当であると考ええる。

#### 5 課題④「各機関の服務管理体制の強化」について（プロジェクトチームの考え方）

課題①～課題③に対するプロジェクトチームの考え方から、速やかに体制変更等を行う考え方はないため、体制変更と併せた服務管理体制の強化も困難であると考ええる。

また、本市においては、令和2年度から会計年度任用職員制度が導入され、会計年度任用職員には勤務管理等の職務はなじまないことから、教育委員会において、今後の不登校児童・生徒数や教育相談件数の推移等を精査しながら、体制の強化や服務管理体制をしっかりと検討しておく必要がある。